グループ保険の取り扱いについて（損害保険部分・愛教組連合独自共済部分）

	グループ保険（損害保険部分）	グループ保険（愛教組連合独自共済部分）
保険期間	1年間（2024年1月1日～2024年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退などで被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込が条件となります。	
掛金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度の掛金の払込については、原則「グループ保険（愛教組連合独自共済部分）」に準じます。	1月・7月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度（1月～ 12月）は原則継続となり、掛金の払込が必要となります。
継続加入の取り扱い	加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。 ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。	
保険金のお支払		

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
全項目共通			●戦争･暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注）　など
傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登はん（ピッケルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為･闘争行為による傷害　など
入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院のみ	
手術	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額	
通院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	

（注）告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。

●保険金のお支払は、保険期間中（2024年1月1日～2024年12月31日）に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。

●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。

●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行なう治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します（鍼灸･マッサージ･指圧･整体･柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折･脱臼･打撲･捻挫･挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行ない、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。

●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

・入院給付金は、加入者がグループ保険加入日（2024年1月1日）以後に発病した入院を1日以上継続した場合、1入院につき365日を限度として給付する。

・手術給付金は、加入者がグループ保険加入日（2024年1月1日）以後に発病した入院を伴う手術を受けられた場合、1入院につき1回を限度として給付する。（保険期間内の支払回数には制限はない。）

・ただし、次の場合は対象外とする。
（1）加入者の精神疾患、アルコール依存、性同一性障害または薬物依存を原因とする入院及び手術
（2）臓器移植提供者による入院及び手術
（3）加入者の故意または重大な過失による入院及び手術
（4）正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カンシ分娩の手術給付
（5）責任開始期（加入日）前に判明している妊娠に伴う異常分娩による入院及び手術
※2回目以降の帝王切開に伴う入院及び手術給付金の増額部分
（6）不慮の事故による入院及び手術
（7）検査による入院
（8）近視矯正手術給付
（9）歯科に関わる手術給付（抜歯）
（10）検査の為の手術給付
（11）ドレナージ術による手術給付
（12）痔の手術は根治術以外の手術
（13）レスパイト入院

※「1入院」とは、主たる疾病名が同一である入院をいいます。

※「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。

※「手術」とは、医師による治療を目的とし、かつ下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術を施された事実が明記されているものをいう。

・「病院または診療所」とは、次の（1）（2）のいずれかに該当したものとする。
（1）医師法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所
（2）（1）の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設

※ご請求に際し、入院日より3年以内にご請求ください。3年経過した後の給付金のお支払はできません。

※愛教組連合独自共済部分であるため一般の生命保険会社の支払い基準とは異なる場合があります。あらかじめご了承下さい。

	グループ保険（損害保険部分）	グループ保険（愛教組連合独自共済部分）
保険金のお支払（つづき）	●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。 ※1．長管骨または脊柱　2．長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。） 3．肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。） ●既往の疾病や障害などの影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。 ●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。 ●保険金受取人は被保険者本人となります。 ＜重大事由による解除について＞ 保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ※事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 ＜代理請求制度について＞ ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。	※手術給付をご請求される方は、5日未満の入院でも「入院証明書」をお取りいただきます。
配当金・解約返れい金	この制度には、配当金および解約返れい金はありません。	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※中途脱退の場合、配当金はありません。（退職にともなう脱退も含みます。）ただし退職者制度に加入される場合は、1～6月分の配当金をお返しします。
税法上の取り扱い		グループ保険の病気入院給付部分・病気手術給付部分は、愛教組連合独自共済のため、生命保険料控除の対象にはなりません。
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。	

各種取扱いについて P17~26

◆ご請求は職場で簡単に手続き可能！

保険金・給付金の支払対象事項（死亡・入院・通院・手術）が生じた場合、**各分会担当者（分会長）より**「グループ保険申請連絡票」を受取り記入いただき、**記入済「グループ保険申請連絡票」をFAXにて学生協宛に送信してください。（学生協FAX）052−261−7103**

●不慮の事故による入院・通院の場合には、「グループ保険申請連絡票」＋「事故連絡票」の両方
●不慮時の事故以外による入院・通院の場合には、「グループ保険申請連絡票」のみ
手配・記入・FAX願います。

三大疾病特約制度および就業不能サポート制度請求時は、組合員本人もしくは指定代理請求者から学生協にご連絡願います。
（学生協TEL）052-261-7032